

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は、昭和45年7月に退職した後、A県B町（現在は、C市）の実家に帰り、同年8月に、父親がB町役場で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、父親が、私の分と継母の分を一緒にB町役場で納付しており、当時、私は、検認印が押された厚いカードか手帳が家の引き出しの中にあるのを見たことがある。

申立期間が未納となっていることに納付できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「国民年金の加入手続については、昭和45年8月に父親が行い、保険料についても、継母の分と共に父親が納付してくれていた。」としているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、当該記号番号の直前の任意加入者の記号番号の払出状況等から昭和45年8月ごろと推認される上、申立期間当時に同居していた申立人の継母の当該期間に係る国民年金保険料は納付済みとされており、申立内容と符合している。

また、申立期間は12か月と比較的短期間であり、申立期間前後の期間に係る国民年金保険料は納付済みとされている上、当該期間前後において、申立人の住所等に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の当該期間が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたときに住所のあったB町の国民年金被保険者カードの検認記録欄には、昭和48年2月にD市へ住所変更するまで、納付済期間も含めて国民年金保険料の納付記録

が記載されていないなど、申立人の国民年金保険料の納付記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から平成 7 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から平成 7 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 8 月に A 市に帰ってきたが、平成 2 年ごろに、自宅を訪ねてきた A 市役所の職員から、「このままでは、将来、年金を受け取れなくなる。5 年くらいはさかのぼって納付できるので、保険料を納付した方がいい。」と勧められ、国民年金保険料を納付することにした。国民年金保険料については、A 市役所職員が集金に来てくれ、毎月、1 期分と過去の未納分を合わせて、一定額ではなかったが、妻が、私の分と一緒に納付し、最後の納付日には、「あと 5 万円で全額終わりです。」と言われ、生活費をつぎ込んで納付したはずである。

申立期間が未納となっていることに納得できないので申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、「平成 2 年ごろに自宅を訪ねてきた A 市の国民年金担当職員に、毎月、一定額ではなかったが、一期分と過去の未納分を合わせて、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していた。平成 6 年ごろには過去の未納分が完納となったため、集金人が来ることはなくなった。」と主張しているが、A 市の国民年金を担当していた元職員は、「平成 7 年以前は、国民年金保険料の未納者宅への訪問集金は行われておらず、3 か月か半年に 1 回、夜間に、支所ごとに地域を定めて、市の職員と社会保険事務所（当時）の職員と一緒に国民年金の加入指導に回っていた。」としている。

また、申立人の妻は、「集金人から、5 年くらいはさかのぼって納付できると勧められ、毎月、一定額ではなく、自分で任意の額を決めて納付し、

長さ 10 センチ位のほぼ正方形の領収書をもらっていた。」と主張しているが、国民年金保険料の時効は2年であり、申立期間の大部分は時効により納付できない上、保険料は1か月分単位で納付することとされているため、任意に納付額を決めることはできないことなどから、申立人の妻の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、A市では、「申立期間当時は、国民健康保険税の滞納者への督促及び収納のためにA市の嘱託職員が訪問して保険税を収納していた。」としている上、A市の国民健康保険税の時効は5年であるため、5年間さかのぼって納付することが可能であり、未納者の経済状況に合わせて、未納分の納付額をその都度設定できる仕組みとなっていたこと、及び申立人の妻が受け取っていたとする領収書の形状も、市税現金領収証書に類似していることから、申立期間当時に申立人が納付していたのは、A市の国民健康保険税であったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人の妻が保管していた平成4年分から8年分までの確定申告書控の社会保険料控除額の明細には、国民健康保険税額が4年分から8年分まで記載されているが、国民年金保険料は8年分に291,600円の記載があるのみで、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から平成 7 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から平成 7 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 8 月、退職した夫と共に A 市に帰ってきたが、平成 2 年ごろに、自宅を訪ねてきた A 市役所の職員から、「このままでは、将来、年金を受け取れなくなる。5 年くらいはさかのぼって納付できるので、保険料を納付した方がいい。」と勧められ、国民年金保険料を納付することにした。国民年金保険料については、A 市役所職員が集金に来てくれ、毎月、1 期分と過去の未納分を合わせて、一定額ではなかったが、私が、夫の分と一緒に納付し、最後の納付日には、「あと 5 万円で全額終わりです。」と言われ、生活費をつぎ込んで納付したはずである。

申立期間が未納となっていることに納得できないので申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 2 年ごろに自宅を訪ねてきた A 市の国民年金担当職員に、毎月、一定額ではなかったが、一期分と過去の未納分を合わせて、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していた。平成 6 年ごろには過去の未納分が完納となったため、集金人が来ることはなくなった。」と主張しているが、A 市の国民年金を担当していた元職員は、「平成 7 年以前は、国民年金保険料の未納者宅への訪問集金は行われておらず、3 か月か半年に 1 回、夜間に、支所ごとに地域を定めて、市の職員と社会保険事務所（当時）の職員と一緒に国民年金の加入指導に回っていた。」としている。

また、申立人は、「集金人から、5 年くらいはさかのぼって納付できると勧められ、毎月、一定額ではなく、自分で任意の額を決めて納付し、長

さ 10 センチ位のほぼ正方形の領収書をもらっていた。」と主張しているが、国民年金保険料の時効は2年であり、申立期間の大部分は時効により納付できない上、保険料は1か月分単位で納付することとされているため、任意に納付額を決めることはできないことなどから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、A市では、「申立期間当時は、国民健康保険税の滞納者への督促及び収納のためにA市の嘱託職員が訪問して保険税を収納していた。」としている上、A市の国民健康保険税の時効は5年であるため、5年間さかのぼって納付することが可能であり、未納者の経済状況に合わせて、未納分の納付額をその都度設定できる仕組みとなっていたこと、及び申立人が受け取っていたとする領収書の形状も、市税現金領収証書に類似していることから、申立期間当時に申立人が納付していたのは、A市の国民健康保険税であったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人が保管していた平成4年分から8年分までの確定申告書控の社会保険料控除額の明細には、国民健康保険税額が4年分から8年分まで記載されているが、国民年金保険料は8年分に291,600円の記載があるのみで、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。